平成２８年（フ）第６１６号
北九州市門司区上馬寄１丁目２番１―603号
破産者　江口　明美
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６３２号
北九州市小倉北区金田２―１―５―501、住民票上の住所佐賀県鳥栖市原古賀町617番地１
破産者　永渕　裕子（旧姓界）
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第２１９１号
札幌市西区西野５条３丁目５番21号　山田アパート102号
破産者　鷲田由美子
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２７４号
札幌市北区新琴似６条５丁目２番８号
破産者　有馬　　学
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７５号
山形市小白川町５丁目27番15―804号　県営あたご団地
破産者　森山　俊博
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８７号
富山県南砺市遊部川原32番地
破産者　棚田　　隆
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１３６号
長野県松本市女鳥羽２丁目４番28号
破産者　石田　明徳（旧姓吉原）
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１７９号
静岡県富士宮市宮原402番地の１　ヴィラージュＯＳ　Ａ―106
破産者　髙倉　武則
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第７２号
愛知県春日井市如意申町１丁目３番地９　カーサ・プリムラ105号室
破産者　藤原　寛子
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６４３号
名古屋市守山区大森２丁目2509番地の１　三旺マンション大森駅前301号
破産者　纐纈　康人
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７７１号
名古屋市西区江向町４丁目34番地の１　第２前浪荘２号
破産者　榔野　常雄
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９３１号
愛知県海部郡大治町三本木屋形49―１　フォーブル若山203、住民票上の住所名古屋市西区大野木３丁目100番地　レジオン庄内緑地公園207号
破産者　江口塗装こと江口裕康こと　金　　裕康
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９９８号
名古屋市中村区小鴨町105番地　ＮＤＳマンション鴨付103号
破産者　小笹　敏輝
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０３１号
名古屋市中村区中村本町２丁目71番地　ラフィーネ加藤101
破産者　伊原るりここと　尹　　敬南
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４４９号
大阪市東淀川区上新庄１丁目４番17号　グランハイツ上新庄101号
破産者　太下　博道
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８７８号
大阪府吹田市千里山竹園１丁目３番Ｇ―808号、事業所所在地大阪市浪速区恵美須東１―22―５―201
破産者　日野歯科恵美須診療所こと　日野　年二
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８９７号
大阪府豊中市本町３丁目７番20―205号
破産者　竹内　眞人
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０５８号
大阪府寝屋川市寝屋１丁目27番12号、住民票上の住所大阪府東大阪市中小阪１丁目15番34号
破産者　平山　憲二
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部